



2020年11月13日

各 位

会社名 株式会社フレアス
代表者名 代表取締役社長CEO 澤登拓
(コード番号: 7062 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 財務経理部長 佐藤真悟
(Tel. 03-6632-9210)

従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の企業価値の向上を図るため、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社フレアス 第3回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 2名 200個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

株式会社フレアス普通株式 20,000株

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、(6)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権の総数

200 個

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、上記（3）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、金銭の払込みを要しないものとすることは、特に有利な条件による発行（有利発行）に該当しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日取引がない場合はその日に先立つ直近日の終値）とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間（権利行使期間）

2022 年 12 月 1 日から 2030 年 7 月 31 日まで

ただし、権利行使期間の最初の日または最終日が当社の休業日に当たる場合は、その翌営業日が権利行使期間の最初の日となり、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

[2020年11月30日から2022年11月30日まで]

割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。

[2022年12月1日から2023年11月30日まで]

割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

[2023年12月1日から2030年7月31日まで]

割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

- ④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が権利行使することができなくなった場合、または、新株予約権者が権利を喪失した場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完

全子会社となる場合に限る。) (以上を総称して以下「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(3)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得

(10)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の行使条件

(8)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(9)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の割当日

2020年11月30日

(15) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上